

令和6年5月9日
村山総合支庁森林整備課

報道関係者 各位

村山地域「山火事防止運動特別警戒」の実施について

県内において大規模な山火事が頻発していることから、山火事防止運動の強化を図るため、5月8日（水）から5月31日（金）までが「特別警戒期間」と設定されました。

これを受け、村山総合支庁では、5月10日（金）に下記により出発式を行い、終了後、パトロール車が本庁舎正面を出発し、巡回による予防啓発活動を実施します。

つきましては、広く県民に呼びかけていただきますよう、当日の出発式の取材をお願いいたします。

記

- 1 特別警戒期間 令和6年5月8日（水）から5月31日（金）まで
- 2 出 発 式 日 時：令和6年5月10日（金）午前8時45分から午前9時まで
場 所：村山総合支庁本庁舎正面玄関前
- 3 主 催 山形県村山総合支庁

